

排水設備・排水施設計画確認申請の一部見直しについてお知らせ

はじめに

申請にあたっては、下水道法、同法施行令、新座市下水道条例、同規則、下水道排水設備指針と解説((公社)日本下水道協会)等の関係法令を遵守してください。基準により難しい場合には、必ず申請前に当課と協議してください。

また、下水道法第10条により、建築物の敷地内における排水設備は、当該建築物の所有者及び当該土地の所有者が設置義務者となり、排水設備の工事の実施者としては、下水道法施行令第8条に規定されている構造の技術上の基準に適合した施工がされるために、一定の技術力を持ったもの(責任技術者)が専属する指定工事店でなければ行えないこととなっています。

そのため、完了検査等で、確認が取れない多くの部分においては、排水設備の設置義務者と入念な協議を行い、排水設備工事責任技術者の責務において、施工を行ってください。

【変更点】

◆仮設トイレの申請、検査◆

・仮設の申請については、トラブル等の対応を含めて責任技術者が責任を持つことを条件に申請書の提出時の窓口審査をもって、申請日を工事許可日及び料金賦課日とし現場完了検査は廃止とします。

※仮設の基準は、設置期間が6カ月以内とします。

◆現場完了検査◆

・最上流から水を流して、鏡、ライトで管内目視確認を行う手法とし、柵深さや柵間距離については、検査員が必要と感じた場合に指定した箇所のみを実測する。
※柵蓋の開閉や水・計測器等の準備や測定補助への協力をお願いします。

◆確認申請書の仮審査◆

・申請書に不備や未記載、必要書類の添付がない状況でも、仮審査を実施する。
※許可時には訂正や記載、必要書類の提出が必要となります。

◆確約書が必要となる事案◆

・以下の項目にあたる場合

①床下集合配管システム(いわゆる排水ヘッダー)を設置する場合

②既設施設を再利用する場合

③その他関係法令等の原則から外れる場合(勾配、管径等の基準に適合しない等)

④その他、本市が必要と認める場合

※床下排水管に対する確約書については、現地検査ができないことや排水設備工事責任技術者の責務において、申請者と協議の上、施工していただくものであるため、提出は求めない。

【特に注意する事項】

◆事前に確認する事項◆

①本市の下水道台帳を基に既設公共枮の深さ、位置、状態の確認を必ず行い、図面に反映すること。また、台帳との不整合や状態に異常がある場合には、当課に相談すること。

②浄化槽切替の場合等、既設の雑排水管が道路上の雨水管及び集水枮等への接続有無の確認をすること。接続がある場合には、支管止め又は宅内最終枮(浸透枮)を設けて再利用すること。

◆排水設備平面図の作成◆

①汚水系統

・屋内排水管(床下排水管)の最低限の記載範囲は、排水器具から経路(距離・勾配の記載は不要)を記載すること。

・宅内最終枮と公共汚水枮の距離は原則1m以内とすること。

②雨水系統

・最低限の記載範囲は、枮の深さ、口径、延長、管種を記載すること。

③建物内の間取り(寝室、リビング等)の記載は任意とします。

【新座市からのお願い】

◆雨水浸透枮の設置◆

・雨水浸透枮については、以下の図を参考として整備をお願いします。

近年の豪雨災害を考慮いただき、1個でも多くの浸透枮の整備をお願いしますものです。(推奨は土地面積100㎡に対して、3個となります。)

《多孔式浸透枮の参考図》(※努力義務)

